

3. 支援要請と対応状況（国、地方公共団体、民間）

(1) 被災バス事業者への支援

阪神・淡路大震災で被災した民営路線バス事業者に対し、その施設被害に係る経費の一部を補助し、早期復旧を促し、県民の生活に資することを目的として、表-IV.3.1のとおり、(財)阪神・淡路大震災復興基金による補助事業制度を設けた。

表-IV.3.1 (財)阪神・淡路大震災復興基金による補助事業制度の事業内容

項 目	内 容 等
1. 補助対象者	阪神・淡路大震災により、路線バスの施設等に被害を被った民営路線バス事業者
2. 補助対象事業	次の各号に掲げる施設等を復旧する事業 (1)バス車両 (2)本社、営業所、車庫、待合所、バスターミナル等の建造物 (3)バス停留所上屋、バス停標柱等 (4)その他路線バス運行に係る施設、構造物等
3. 補助対象経費	2の各号に掲げる施設等を復旧する事業に要する経費
4. 補助金額	補助率 補助対象経費の1/2

なお、この制度に基づき、2事業者から申請があり、表-IV.3.2のとおり、補助金額を決定した。

表-IV.3.2 被災バス事業者への補助金額

(単位：円)

補助申請事業者	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額	補助事業の概要
阪急バス(株)	131,578,671	130,331,810	1/2	65,165,905 7年度 53,529,865 8年度 11,636,040	営業所等施設復旧事業 (内外壁補修、漏水補修等) バス標柱復旧事業 (基礎やりかえ、交換等)
西谷自動車(株)	1,248,000	1,248,000	1/2	624,000 7年度 624,000 8年度 0	本社施設復旧工事 (外壁等ひび割れ他)
計	132,826,671	131,579,810	1/2	65,789,905 7年度 54,153,865 8年度 11,636,040	

(2) 国の現地対策本部への要望等

震災直後(1月19日、21日)に来県された内閣総理大臣、大蔵大臣へ、兵庫県として緊急要望(表-IV.3.4)を行うとともに、兵庫県南部地震非常災害対策本部の現地対策本部を窓口とし、各種の協議等を行った(表-IV.3.3)。

表-IV.3.3 現地対策本部との協議項目（土木部関連項目の抜粋）

省庁名	協 議 事 項
大蔵省	・ 公共事業に係る譲渡所得に関する特別控除の拡充
運輸省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設の安全性の技術診断ができる専門家の派遣 ・ 鉄道の早期復旧 ・ 災害復旧制度の拡充及び事務の簡素化 ・ 神戸港、尼崎西宮芦屋港等の港湾施設の早期復旧 ・ 大阪湾沿岸、淡路沿岸、播磨沿岸の海岸保全施設の早期復旧 ・ 起債事業により整備される港湾施設の災害復旧に対する助成制度の新設等の財政支援 ・ 復興に係る公共土木施設整備の国庫補助率の引き上げ ・ 大阪空港民家防音施設等の復旧に係る財政支援措置 ・ 港湾事業によるがれき対策
建設省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設の安全性の技術診断ができる専門家の派遣 ・ 幹線道路等のパトロール強化 ・ ダムへの地震計の設置及び技術指導 ・ 阪神高速道路、名神高速道路等高速道路の早期復旧 ・ 堆積土砂排除事業（都市災害復旧国庫補助）の対象の拡大 ・ 災害復旧制度の拡充及び事務の簡素化 ・ 大阪湾沿岸、淡路沿岸、播磨沿岸の海岸保全施設の早期復旧 ・ 下水道管渠調査費の補助対象化 ・ 公共事業に係る譲渡所得に関する特別控除の拡充 ・ 都市開発資金による用地先行取得制度の特別措置 ・ 復興に係る公共土木施設整備事業の国庫補助率の引き上げ ・ 急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金の免除と補助率の引き上げ
自治省	・ 起債事業により整備される港湾施設の災害復旧に対する助成制度の新設等の財政支援

阪神・淡路大震災復興基金の概要

- (1) 名 称 財団法人 阪神・淡路大震災復興基金
- (2) 設立年月日 平成7年4月1日
- (3) 設 立 者 兵庫県、神戸市
- (4) 基金の規模
- | | |
|-------------|---------|
| 基本財産（出捐金） | 200億円 |
| 運用財産（長期借入金） | 5,800億円 |
| 合 計 | 6,000億円 |
- (5) 設 立 目 的 阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援、並びに被災地域の総合的な復興対策を長期的・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生することを目的とする。
- (6) 事 業
- ・ 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
 - ・ 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
 - ・ 被害を受けた中小企業の事業再開等産業の復興を支援する事業
 - ・ 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
 - ・ その他被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業
- (7) 役 員
- | | |
|-------|--------------|
| 理 事 長 | 貝原 俊民（兵庫県知事） |
| 副理事長 | 笹山 幸俊（神戸市長） |

表-IV.3.4 震災直後の緊急要望（土木部関連の抜粋）

	項 目	内 容
重 点 緊 急 対 策	1. 緊急罹災者対策	・緊急物資輸送の確保 車両、航空機、船舶等の提供、緊急物資輸送に係る道路優先通行等の実施
	2. 電気・水道・ガス、交通・通信網の早期復旧	・電気・水道・ガス供給の早期復旧支援 ・鉄道の早期復旧 ・通勤・通学等緊急輸送対策の確立 ・生活道路の早期復旧 ・通信網の早期復旧 ・港湾の早期復旧
	3. 県民生活援助措置	
	4. 安全の確保	・被災建築物の点検と撤去 ・余震観測体制の確立
	5. 激甚災害の指定と事業の実施	・激甚災害の早期指定、事業実施 公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害関連事業他
災 害 復 旧 対 策	1. 新しい制度の創設	・都市基盤復旧への支援（金額は推定） 建 築 物：約 42,600億円 鉄 道：約 3,800億円 高 速 道 路：約 1,100億円 道路等の公共事業：約 500億円 港 湾：約 10,400億円
	2. 災害復旧対策事業	（建設省） ・建設中の公共土木施設の被災に対する災害復旧事業の適用 ・阪神高速道路、名神高速道路等高速道路の早期復旧と補助制度の確立（新） ・道路、河川等公共土木施設の早期復旧 ・緊急救援物資運搬車両に対する有料道路料金の無料措置